

民 生 教 育 委 員 会 会 議 錄

招 集

令和7年11月14日（金）午前10時 議会委員会室

出席委員（7名）

（委員長）松 田 真 哉 （副委員長）門 脇 一 男
岡 田 啓 介 又 野 史 朗 矢 田 貝 香 織 吉 岡 古 都
渡 辺 穂 爾

欠席委員（1名）

伊 藤 ひろえ

説明のため出席した者

【市民生活部】橋尾部長

[環境政策課] 足立次長兼課長 宮脇環境・脱炭素推進担当課長補佐
石谷環境・脱炭素推進担当主任

[クリーン推進課] 高浦課長 池口課長補佐兼廃棄物担当課長補佐
清水生活環境担当主任

【福祉保健部】塚田部長

[福祉政策課] 渡部課長 大谷課長補佐兼福祉政策担当課長補佐
安東福祉政策担当係長

[障がい者支援課] 伊藤次長兼課長 渡邊相談給付担当係長

[長寿社会課] 山崎課長 遠藤課長補佐兼高齢者福祉担当課長補佐

【こども総本部】瀬尻部長 長谷川次長

[こども政策課] 永榮課長 國谷子育て政策担当課長補佐

[こども相談課] 山川課長

[こども施設課] 矢野次長兼課長 山田子育て施設担当主任

[こども支援課] 長尾次長兼課長 田原保育支援担当課長補佐

【教育委員会】長谷川局長

[こども政策課] 永榮課長 佐藤学校政策担当課長補佐

[こども施設課] 矢野次長兼課長

[こども支援課] 長尾次長兼課長

[学校教育課] 仲倉次長兼課長 平野課長補佐 鉄尾指導・学務担当課長補佐

出席した事務局職員

毛利局長 田村次長 田渕議事調査担当係長 松田調整官

傍 聴 者

安達議員 田村議員 戸田議員 森田議員

報道関係者1人 一般0人

報告案件

- ・指定管理者候補者の選定結果について（環境政策課）[市民生活部]
- ・し尿処理手数料の改定について [市民生活部]
- ・指定管理者候補者の選定結果について（長寿社会課）[福祉保健部]

- ・指定管理者候補者の選定結果について（障がい者支援課）〔福祉保健部〕
- ・指定管理者候補者の選定結果について（福祉政策課）〔福祉保健部〕
- ・箕蚊屋中学校の設置者の変更について〔教育委員会〕
- ・令和6年度における米子市内の児童生徒の状況について～児童生徒の問題行動・不登校等生徒指導上の諸課題に関する調査等から～〔教育委員会〕
- ・こども誰でも通園制度について〔こども総本部〕
- ・指定管理者候補者の選定結果について（こども施設課）〔こども総本部〕

~~~~~

### 午前10時00分 開会

○松田委員長 ただいまから民生教育委員会を開会します。

伊藤委員から欠席の届出がありましたので、御報告いたします。

本日は、執行部から9件の報告がございます。

初めに、指定管理者候補者の選定結果について（環境政策課所管部分）について、当局の説明を求めます。

足立市民生活部次長。

○足立市民生活部次長兼環境政策課長 そういたしますと、令和8年4月に更新いたしました米子水鳥公園及び米子水鳥公園ネイチャーセンターの指定管理者の候補者につきまして、米子市指定管理者候補者選定委員会の答申を踏まえ選定いたしましたので、御報告させていただきます。

そうしますと、ただいま通知を送りましたので、画面上に届いた通知をクリックしてやっていただけますでしょうか。よろしいでしょうか。

そうしますと、水鳥公園につきましては、平成7年10月に開園しまして、本年で開館30周年を迎えたところでございます。先月になりますけれども、12月22日に多くの方に出席していただきまして記念式典を開催したところでございます。

当該施設の指定管理者候補者は、公益財団法人中海水鳥国際交流基金財団といたします。

選定に係る経過についてでございますけれども、5月の閉会中の委員会で報告いたしましたとおり、本施設の指定管理者は非公募というふうにいたしまして、米子市指定管理者候補者選定委員会に10月9日に諮問いたしまして、10月23日に同委員会から答申をいただいたところでございます。当該団体につきましては、米子水鳥公園を管理運営することを目的に設立した公益財団法人であります、野生鳥類の保護、自然環境の保全について高い専門性を有しております。今回の指定管理者の公募に当たり、開園時からのデータの蓄積、そして環境保全のノウハウを有する団体はほかにないことから、非公募とさせていただきました。

今後、選定委員会の答申を踏まえまして、12月定例会におきまして、指定管理者の指定について議案を上程することというふうにしております。

なお、候補者の選定結果につきましては、別紙資料として添付しております1ページ目に委員会の答申、3ページに選定結果一覧表、6ページ以降に評定表などを掲載しているところでございます。

説明は以上でございます。

○松田委員長 当局の説明は終わりました。

委員の皆様からの御意見を求めます。

吉岡委員。

○吉岡委員 答申書の書いてある資料の4ページ目、指定管理者候補者選定基準・評定表なんですが、一番最後の6ページにも書いてあるように、現行の指定管理者は「普通」のところで評価で、何でしたっけ、管理経費の節減のところだけが絶対評価ということが書いてあるんですが、4の(5)は、なぜこれだけ4がついてるんでしょうか。

○松田委員長 足立市民生活部次長。

○足立市民生活部次長兼環境政策課長 今、委員から言われました選定基準ということ、まずルールのところですけれども、評定は原則といたしまして相対評価というものになるんですけれども、その基準につきましては、現行の管理団体の管理水準を基準とするというふうなルールがありますので、非公募の場合になりますと、もともとの管理団体ということで、基本ラインとしましては、全部3が並ぶっていうのがルール上妥当なところだというふうに思っております。

ただ、その中で、この水鳥公園につきまして、4とさせていただいたところは、じゃあ今年度から変わって特にそこだけ特化してよくなるのかというふうなことで考えたときには、そうではなくて、今まで十分やっていただいているところではあるんですけども、この水鳥公園の今の財団、管理して運営していただいている団体の中で、ここだけ、私ども、ある意味特化して取り組んでいただいているところだというふうなことも考えておる中で、ここだけちょっと4にしまして、こういったことをやっておられる団体ですということで評価させていただいたところでございます。

先ほど言いましたこの審議委員会のほうでもそのような説明をさせてやっていただきまして、御納得はいただいたところでございます。以上でございます。

○松田委員長 吉岡委員。

○吉岡委員 ここだけが特別なことをやっているっていうその基準みたいなものがちょっと不明確な中で、ここだけルールを逸脱するというのがちょっと分かりにくいかなっていうことと、この評価って、すみません、基本的なことを聞くんですけど、この先の5年間についての計画を評価してるので、これまでの実績を評価してるので、どっちなんでしょうか。

○松田委員長 足立市民生活部次長。

○足立市民生活部次長兼環境政策課長 このたび出てきて、この団体でって評価するものでありますので、当然、今出てきて、今後こういったことを取り組まれるよってことでの評価になるとは思っております。なので、じゃあそれを比べたときに、ここがいい悪いっていうこともある部分ではなる可能性もあるんですけども、やっぱり一番最初に申し上げましたルールとしては、基準は現行の団体を「普通」、3とするっていうところがルールがありますので、そこで同じ団体を比べて3だ、4だっていうふうなことは考えるわけではないと思っておりまして、なので基本ラインは3だというふうに思っております。以上でございます。

○松田委員長 吉岡委員。

○吉岡委員 ちょっと疑問なのは、注釈のところに、事務局長として女性管理職を登用したとか、地元自治会と共にイベントを実施し、地域活性化に貢献しているってあるんですけど、これから指定管理者にふさわしいかどうかなので、次はこんだけ採用しますとか、さらにこれをしますということで今よりプラスで4評価っていうのなら分かるんですけど、ちょっと何かもやもやするところがあるなと思うので、ここの部分だけ取り上げて4評価っていうのはちょっと違和感があります。指定することそのものには異論はないわけですが、ただ、この水鳥公園、研究施設という面も含んでおりますので、この指定管理者制度にのせてくることそのものが多分そぐわないのではないかなと思います。絶対評価の管理費の部分もそこを求めるような施設では本来ないとは思うので、そこは再考していただくよう、これは意見として申し上げます。以上です。

○松田委員長 ほかに。

又野委員。

○又野委員 私も指定管理者制度自体にちょっと疑問を持つて立場なんですけれども、一つ確認で、ボランティアの方に委託の部分とかを任せしていくみたいなことが書いてあると思うんですけども、何て書いてあったかな、ボランティアとの協働により経費の削減を図ることで第三者に委託する経費を抑制って書いてあります、5ページのところで、支出の委託費っていうところで、令和10年、11年が金額下がっているんですけども、それがボランティア、ちょっとこの理由、委託費のどういう委託なのかというのと、下がってる理由をちょっと聞かせていただけたらなと思います。

○松田委員長 足立市民生活部次長。

○足立市民生活部次長兼環境政策課長 今、そうしますと、又野委員から御質問があった件で、ボランティア団体の関わりというところと、ここが委託費に当たるんじゃないかということで、まずその増減の理由ということで、まず、ボランティア団体のことを若干私のほうから御説明させてやっていただきますと、いろんなボランティア団体や水鳥公園友の会だとか、いろんな団体が水鳥公園のいろんなイベントなりに参画してやっていただいておりますが、基本的にそのボランティア団体さんにつきましては、無償で協力してやっていただいているというふうな形で運営、だから何かをそこにお金を支払ってやってもらうんじゃないなくて、あくまでも純粋なボランティアとして水鳥公園スタッフをお助けしていただいているといった格好でやっておりますので、例えば米子市、そして今の指定管理先の財団、そしてボランティア団体が一体となっていろんなことに取り組んでいるというふうに思っていただければというふうに思っております。

この委託費の増減については、またちょっと石谷のほうからお答えさせてやっていただきます。

○松田委員長 石谷環境政策課環境・脱炭素推進担当主任。

○石谷環境政策課環境・脱炭素推進担当主任 委託費のボランティア団体の方のおかげで委託料が下げられているっていうところなんんですけども、これは具体的にヨシ刈り大会っていうものがありますて、市の市役所の職員ですか、先ほどありました水鳥公園のボランティア団体の方と一緒にになって、ヨシ刈りを実施しております。そこを普通の業者に委託してヨシ刈りをするのではなくって、そういうボランティア団体ですか市の職員と一緒にすることで、そこの経費の削減を、毎年行っているんですけども、そういうようなこ

とをしてるっていうところで、ボランティア団体の方と一緒にそこの委託料を削減しているという意味になります。

委託料の令和10年とか11年、12年、そこの実際に数字が下がっているというところにつきましては、具体的に委託料の中に水系生態循環回復システムというつばさ池の水質の改善のシステムがございまして、これが老朽化しているところがありまして、令和8年から令和12年の中で修繕を行っていくんですけども、年度によって必要な修繕が異なるので、ここでちょっと修繕の費用の波がございまして、たまたまこの令和10年、11年とか、下がってる部分があるというところで、ちょっと増減に波があるところでございます。以上です。

○松田委員長 又野委員。

○又野委員 令和11年までにかけてつばさ池の水質改善の事業に取り組んでて、そこの委託費が年によって変わってくるということなんですね。分かりました。

ちょっと思ったのが、委託の部分をボランティアのほうに振り替えていくからということじゃないというのは分かったんですけども、ボランティアの考え方のところで、市の職員さんとボランティアとで行っているということで、ボランティアというのは基本的に自発的というか、自主的にというのが基本だと思うんですけども、そうなってくると、市のほうからとか、この団体のほうからとか、ここをこうしてください、ああしてくださいっていうことは特にない。あくまでももうそういう指示はなくて行っておられるということでおろしいんでしょうか。

○松田委員長 足立市民生活部次長。

○足立市民生活部次長兼環境政策課長 今の例えば行政からの指示があるかどうかっていうことになると、あくまでも自主的なボランティアということなんですねけれども、ただ、当然そういう水鳥公園の運営とか、趣旨に賛同してボランティアをしていただいている方たちですので、例えば定期的に集まって、米子市と水鳥公園スタッフとボランティア団体というのが集まって会合とかはしたりしてまして、どうやったら水鳥公園がよりよくなるかというようなことは定期的に集まって話をさせていただいておりますので、うちが何かこの仕事をしてくださいと指示、委託をしているものではないんですけども、あくまでも一緒になってどうやったら水鳥公園がよくなるかということは話合いはさせていただいているところでございます。以上でございます。

○松田委員長 又野委員。

○又野委員 何刈りって言われてましたかね。ごめんなさい。ヨシ刈りって…。

○松田委員長 足立市民生活部次長。

○足立市民生活部次長兼環境政策課長 ヨシ刈りですね。要は池の周りに生えてる植物でして、鳥が隠れるようなことになるというところを冬になったら刈るっていう作業がありますので、その刈る作業、持ち運ぶ作業をみんなが一緒になってやってるという格好になります。

○松田委員長 又野委員。

○又野委員 ごめんなさい。ちょっと一応何て言われたのかだけを確認をさせてもらった。ヨシ刈りということで、感じたのが、本当だったら労働になるんじゃないかなと思って、労働の対価というのが発生しておかしくないんじゃないかなという疑問を感じたので、自

主的にあくまでもやっておられるんだつたらいいですけれども、そこら辺、ここをこうしてくださいってなってたらもうボランティアとはちょっと変わってくるんじゃないかなっていう疑問を感じたんですけども、さっきの話で、話し合って、ここをこうしたいっていうのを自主的に団体さんが考えておられたらそうじゃないのかもしれないけども、本当だったらそれに見合う対価があってもおかしくないような作業を任せているんじゃないかなという疑問を感じたので、ちょっとそこら辺を意見といいますか、私の思いを述べさせてもらったところです。以上です。

○松田委員長 ほかに質疑、意見等は。

[「なし」と声あり]

○松田委員長 ございませんね。ないようですので、本件については終了いたします。

次に、し尿処理手数料の改定について、当局の説明を求めます。

高浦クリーン推進課長。

○高浦クリーン推進課長 では、し尿処理手数料の改定について御報告させていただきます。資料は2ページ物の報告資料1点となっております。

初めに、前提といたしまして、本市におきましては、市内し尿の収集は許可業者が行っていますが、その手数料は条例により決定をしております。許可業者は、その手数料の額を上限としまして、それぞれ額を決定するということになりますが、現在はいずれの事業者も条例により定める額と同額で徴収をしていらっしゃいます。

では、資料に沿って御説明いたします。

このたびのし尿処理手数料の改定につきまして、これまでの経過を1に記載しております。まず、昨年9月にし尿収集運搬業者により構成されております協同組合米子市環境事業公社から市長に対しまして、し尿処理手数料の改定についての要望書が提出されました。これを受けまして、本年2月に本市諮問機関であります廃棄物減量等推進審議会に対し、し尿処理手数料の適正な額及び改定の時期について諮問を行いました。その後、本年5月、7月、8月に同審議会において御審議をいただきまして、9月に審議会から市長に対し答申をいただいたところでございます。

答申の内容といたしましては、処理手数料につきましては、現在18リットル当たりの金額261円、これを277円に改定すること、改定時期につきましては、周知期間等を勘案し、令和8年4月1日から実施することが適当であるということでございました。

2、し尿の処理手数料改定の検討でございますが、審議会の答申を受けまして、本市におきまして、次に掲げる事項を踏まえ検討し、し尿の処理手数料の改定を答申どおりの内容、処理手数料は18リットル当たり277円、改定時期は令和8年4月1日として議会に付議することといたしました。考慮した内容は、①から⑥に記載しておりますが、前回令和4年4月の改定から期間が経過しており、し尿収集量が年々減少し、売上高が減少していること、本市において公共下水道や農業集落排水施設の使用料より低額であること、燃料費や労務単価、消費者物価指数が上昇傾向にあることなどでございます。

3、今後の予定でございますが、本年12月に条例改定について定例会に付議いたします。以下はし尿処理手数料を改定することとなった場合についてでございますが、本年、令和8年1月から3月の間を周知期間といたしまして、市ホームページ及び市報に掲載し、事業者や利用者向けのチラシを作成し、周知を図ってまいります。そして令和8年4月に

し尿処理手数料の改定を行う予定としております。

2ページ目に参考といたしまして、過去の改定の状況につきまして、18リットル当たりの金額、引上げ率を記載しております。

説明は以上でございます。

○**松田委員長** 当局の説明は終わりました。

委員の皆様からの御意見を求めます。

矢田貝委員。

○**矢田貝委員** 左のページの公共下水道及び農業集落排水施設の使用料より低額であるということを今回の改定の検討で踏まえられたということなんですけれども、ここの差っていうのは今回の改定後も残るということなんだと思うんですけれども、この辺りは今後どのように考えていかれるのかということを1点お伺いしたいと思います。

それともう1点は、今年2月の審議会の資料を見させていただきましたけれども、人口減少が見られる中で、それでも生活をする上で支えていかないといけないこの業務を維持していくっていうところで、今回の手数料の改定だけでこの事業主さん、7社なんじやないかなと思うんですけど、それぞれが維持していくだけの改定だというふうにお考えなのか、その辺りの業務の重要性といいますか、この6点の理由だけでこの価格の改定で本当に十分なのかということをどうお考えなのかというのを聞きたいと思います。

2点お願ひいたします。

○**松田委員長** 高浦クリーン推進課長。

○**高浦クリーン推進課長** まず、改定後の額において、下水道などの使用料との差についてはどうなのかということでございますけれども、改定後もやはり下水道の使用料よりは少し安いという状況は確かにございます。下水道の使用料のほうが、現在こちらも使用料の改定について審議中ということを伺っております、その改定後の額などもまた確認をした上で、今後、さらにまた改定を行っていく必要があるかとか、そういうことも含めて検討していきたいというふうに考えております。

2点目の人口減などで収入が減少傾向とある中、事業者の維持ができるのかとか、事業の重要性ということでございますが、し尿の収集という業務につきましては、どんなに件数が少なくなってもやはり必ず存在はするということで、その事業自体、大変重要であるということを認識しております。

その上で、どうやって維持していくかということでございますが、この手数料の改定も今回で終わるものではありませんで、今後も、先ほど申し上げたような下水道の使用料とのバランスなども見て、また改定ということも考える必要があると思いますし、また、もう一つ、合理化事業計画というものがございまして、し尿収集量が下水道の整備などに伴いまして減っているということで、それに対する代替業務の提供などということも行っております。そういう政策を複合的に実施しまして支援を行っていくものというふうに考えているところでございます。以上でございます。

○**松田委員長** 矢田貝委員。

○**矢田貝委員** 合理化事業計画というところを今御説明いただきました。私自身、もう少ししっかり勉強していきたいというふうに思うんですけれども、人件費の部分で、業者の見積額とかなり市の試算というところでは差があったように思います。これからどうし

てもなくならない業務だと思いますし、市内走ってる台数がこれから数年のうちに1台減るという想定にもなっていらっしゃるようなんですけれども、改定の回数が、私はほかのいろいろな手数料等の改定よりは頻繁なんだろうというふうに思います。それは事業者側から社会の実情に応じて値上げを要望しておられて、そこに検討がなされて応じてきているっていう現状があると思うんですね。ほかの自治体の料金の設定の仕方というのを見ると、何リットルまでは幾らというような少し幅を持った決め方をされてる自治体もあったようでして、この18リットルというところに対して単価を決めていくっていうのが市民の側に、利用者側にとってどうなのか、また回収業者にとってどうなのかというのは、私、よく分かりませんけれども、条例の中の価格の決め方であるとか、見直しであるとかっていうところを、条例の全体の事業者が維持していけるような価格の設定の在り方というのも見直していかれとくほうがいいのではないかなと思いましたので、意見として言わさせていただきました。以上です。

○松田委員長 渡辺委員。

○渡辺委員 合特法の話が出たのでちょっと聞きたいんですけど、結局、境港市は下水道100%を目指して概成10年でやってますよね。米子は特別なんですよね。今回、都市経済でも報告があるみたいですが、弓浜部には下水道を持ってこない。こういうところないですよ。あまりない。なつかつ今度の報告では、合併槽と下水とは大体同じ金額になるようになると、あとくみ取りだけが残っているんですよね、結局。弓浜部もかなり高齢化もしてますし、なつかつ合併槽を入れる土地がない家もありますし、合併槽を入れたとしても、流す先がないというところもあるんですよ。それなのに結局、下水道を持ってこないと決めたわけですから、私は、今、合特法の話が出たんですけども、例えて言うと、これは所管が違うのかな。くみ取り車はもう変わらないんですか、台数は。これは違うかね。クリーン推進課じゃない。

○松田委員長 高浦クリーン推進課長。

○高浦クリーン推進課長 合理化事業計画に関するることはクリーン推進課が所管しております。収集車が合理化事業ということで台数を減らしていくことを前提として計画を立てているところでございますので、今、計画としては台数を減らす方向でというところでやっているところでございます。以上です。

○松田委員長 渡辺委員。

○渡辺委員 ということは、合特法の別事業、これからも出ていくということでいいですか。

○松田委員長 高浦クリーン推進課長。

○高浦クリーン推進課長 本市における合理化事業計画が、現在、第3次計画でありますて、その年度が令和7年度末までということになっておりまして、今後、例えば第4次計画とかというところは、今現在検討中というところでございます。

○松田委員長 渡辺委員。

○渡辺委員 たしか境港市は計画ないですよね。合特はなかったような気がするんだけど。というぐらい、何となく市の意向で動く制度と私は思うんですけど、そこら辺はどうですか。

○松田委員長 高浦クリーン推進課長。

○**高浦クリーン推進課長** 境港市も合理化事業計画自体は計画をしていらっしゃいますが、これは法の中では県の承認を受けることができるというような定めになっておりますが、そういういた県の承認は受けずにしていらっしゃるということを伺っております。

○**松田委員長** 渡辺委員。

○**渡辺委員** 私の年代の議員でいくと、この価格決めるのに、昔は米子市はくみ取り車を持っておられましたよね。それで実際にくみ取って、大体どれぐらいが適正価格かというのを出してたのが、あれをやめられてからこういう形になったんですかね。

○**松田委員長** 高浦クリーン推進課長。

○**高浦クリーン推進課長** 本市におきましても、現在、直営で1台のし尿収集車はございます。ただ、収集している先としては公衆トイレのみというところで、基本的には民間事業者のほうで全て行っていただいているというところでございます。

現在の手数料の決め方につきましては、うちが収集を市内でしている、していないということではなくて、ある時期から計算方法を変えまして、廃棄物の積算要領というのがございまして、そちらに基づいて計算をしているところでございます。そこに燃料費であるとか、人件費であるとか、最新の情報を入れてお出ししているというところでございます。

○**松田委員長** 渡辺委員。

○**渡辺委員** 私ね、下水道を入れないわけですから、下水道料金並みにくみ取りがかかるのはよくないと思います。それは、社会インフラとして、もうほとんど郡部であろうとなつてるので、弓浜部はもうなくなつたと。ただ、合併槽の分は下水道と同じというのは、これはよく理解できるんですけど、そういう面でいけば、今後、米子市はもうやらないわけですから、合併槽の保守点検も必要ですので、そうすると、環境事業公社系の事業者というのがやっぱり1社でもやめれば大変苦労されると思いますので、そこら辺は加味しながらこれからも検討していってもらいたいと思います。これは要望です。

○**松田委員長** ほかに意見等はございますか。

[「なし」と声あり]

○**松田委員長** ないようですので、本件については終了いたします。

民生教育委員会を暫時休憩いたします。

**午前10時29分 休憩**

**午前10時32分 再開**

○**松田委員長** 民生教育委員会を再開いたします。

次に、指定管理者候補者の選定結果について（長寿社会課所管部分）について、当局の説明を求めます。

山崎長寿社会課長。

○**山崎長寿社会課長** それでは、長寿社会課から指定管理者候補者の選定結果につきまして御説明を申し上げます。

令和8年4月から指定管理者制度を更新することとしております長寿社会課所管の米子市シルバーワークプラザの指定管理者の候補者を米子市指定管理者候補者選定委員会の答申を踏まえまして選定いたしましたので、御報告申し上げます。

選定の方法は、特定の法人等を選定いたしまして、公益社団法人米子広域シルバー人材センターを設定いたしました。米子広域シルバー人材センターにつきましては、プラザの

設置目的であります高齢者の能力活用及び社会参加の推進のため、公益法人として就業事業、研修会などに取り組んでおられ、効果的かつ効率的な目的の達成が図られること、実績といたしまして、平成18年からこれまでの間、当該プラザの指定管理者として適正で的確な施設管理を行っていることなどの理由により、引き続き選定するものでございます。

なお、指定管理者の指定につきましては、関係議案を市議会12月定例会に上程し、議決を経た上で行う予定しております。

説明は以上でございます。

**○松田委員長** 当局の説明は終わりました。

委員の皆様からの御意見を求めます。

吉岡委員。

**○吉岡委員** 5ページの指定管理者候補者選定基準の評定表ですが、収支予算書による法人等の提案の特徴というところに、シルバーワークプラザ内にシルバー人材センターが入居しているため、人件費、清掃委託費などの経費が削減できというふうに記載があるんですが、ちょっと事前に伺ったところ、シルバー人材センターの事業で雇った方がこちらの管理業務もしておられるということで、そもそもセンターそのものも補助金を受けて人員を雇っておられるということなので、そちらの人員が多過ぎるのか、こちらが少な過ぎるのかというような問題であって、これを管理経費の削減というふうに評価することそのものがふさわしくないのではないかというふうに思いますが、その辺り、御見解を伺いたいです。

**○松田委員長** 山崎長寿社会課長。

**○山崎長寿社会課長** シルバーワークプラザの経費の部分ですけれども、評定の中で、節減が図られるということで、5点という評点をさせていただいておりますけども、この部分につきましては、おっしゃるとおり人件費の部分が削減ということで、計上はされてないという部分が大きいと思います。この部分につきましては、シルバー人材センターの職員の方が管理をしておられるということになりますけれども、シルバー人材センターの中では、収益事業も行っておられますので、そういった人材センターの収益事業の収益を活用して、その中からこのワークプラザの管理運営もしていただいているというふうに理解をしておりまして、シルバー人材センターのそこの運営に係る必要相当額については、こちらのほうから補助金を支給させていただいているというような扱いになりますので、特にそこの辺りについては、あくまでもシルバー人材センターの収益の中で行っていただいているというような認識であります。以上でございます。

**○松田委員長** 吉岡委員。

**○吉岡委員** シルバー人材センターも収益をどんどん上げようというような恐らく目的の団体ではないと思いますし、実際、貸し館が使いづらいというようなことで、そういう貸し館の利用料収入というのもかなり低く抑えられているところで、建物の管理業務とセンターの運営というのをしっかりと分けて考える必要があるのかなというふうに思います。分けるのが難しいとしても、それを評価に向けていくというのは、ちょっと違和感が残るところではあります。

それに加えて、センターという機能というものは、必要性というものは分かりますが、箱物が本来そもそも必要であるのかということについては、今後しっかりと検討していただ

くよう意見をしておきます。以上です。

○松田委員長 ほかに意見等はございますか。

[「なし」と声あり]

○松田委員長 ないようですので、本件については終了いたします。

次に、指定管理者候補者の選定結果について（障がい者支援課所管部分）について、当局の説明を求めます。

伊藤福祉保健部次長。

○伊藤福祉保健部次長兼障がい者支援課長 障がい者支援課所管の米子市心身障害者福祉センター及び米子サン・アビリティーズへの指定管理者候補者の選定結果について御報告いたします。

資料のほうを通知させていただきました。

そういたしますと、選定に至る経過でございますが、この2施設につきましては、一体のものとして令和8年4月1日から指定管理者制度を適用することとしまして、7月7日に指定管理者候補者の公募を告示いたしました。7月14日から8月22日までの期間で募集を行いましたところ、社会福祉法人養和会の1法人から応募がございました。9月19日に福祉保健部におきまして指定管理者候補者選定会議を開催いたしまして、社会福祉法人養和会を指定管理者候補者案として決定いたしました。続いて、10月9日に米子市指定管理者候補者選定委員会に諮問し、候補者案について御審議いただきました結果、10月23日、資料1ページ、2ページのとおり、指定管理者の候補者とすることが適当との答申をいただいたところでございます。

資料3ページには選定結果一覧表、4ページには評定表を掲載しております。

今後、指定管理者の指定につきましては、12月議会に議案を上程し、議決を経た上で行ってまいります。

説明は以上でございます。

○松田委員長 当局の説明は終わりました。

委員の皆様からの御意見を求めます。

吉岡委員。

○吉岡委員 質問ではなくて、意見だけ申し上げたいなと思うんですが、このサン・アビリティーズについては、公募が1件だけということなんですが、ちょっと今回気になったのが、地元事業者に対する優遇措置というところが何か唐突に入ってきたなというふうに思いました。これも2点、1社ですが2点を加点されているんですが、地元事業者優遇措置というのは、例えば外からたくさん応募があって、それに価格競争で地元の事業者さんが負けてしまって、価格競争だけになってしまいうようなことを防ぐために設けられるというような印象があるのですが、実際は、今回、ほかのところも非公募も多いですし、あと、こういった公募も1件しかないというような状況において、この制度を設けることが何かすごく疑問に感じました。競争するということは、価格だけではなくて、住民サービスの質の向上というものを求めてしないといけないんですが、これが市外業者を少し冷遇することによって、価格の面よりも質の低下、質の固定化ということが非常に気になりましたので、ちょっとこれ御説明が今までなかったなと思いますし、御担当ではないのでここで求めることはしないんですが、意見として申し上げます。以上です。

○松田委員長 ほかに意見等は。

岡田委員。

○岡田委員 先ほど吉岡委員がおっしゃったことに対して少し思うところを述べさせてもらいたいと思うんですけど、これ中小企業振興条例ということで、米子市も条例を制定をして、地元の事業者さんを当然優遇をしていくということの条例を議会も可決をして制定したわけですけども、そういう考え方方がこういうものには入ってるということでよろしいんでしょうかね。

○松田委員長 伊藤福祉保健部次長。

○伊藤福祉保健部次長兼障がい者支援課長 委員がおっしゃるとおり、やはり地元のいわゆる密着した事業所さんがそういったものを経営することが一つのメリットになるというふうに考えておりますし、それが地域の事業者さんの、また地域全体の活性化につながるというふうに考えているというところでございます。以上です。

○松田委員長 よろしいですか。

○岡田委員 はい。

○松田委員長 渡辺委員。

○渡辺委員 さっき吉岡さんの質問でね、地元業者に対する優遇措置ということで、市内業者で本店、支店があるので2点の加点。大体契約だって入札では必ずある話で、これは、何ていうか、競争がなくて質が落ちるという話じゃないんですよね、結局。もっと優遇して、松江市なんかはもっと優遇してますよ、いろんな面で。だから米子の業者が松江市に入れないというのも多々聞くんですよ、いろんな業界で。だから私はこれは悪くないと思いますので、あまり気にしなくてもいい項目だと思ってる。これは意見です。

○松田委員長 ほかに意見等はございますか。

[「なし」と声あり]

○松田委員長 ないようですので、本件については終了いたします。

次に、指定管理者候補者の選定結果について（福祉政策課所管部分）について、当局の説明を求めます。

渡部福祉政策課長。

○渡部福祉政策課長 福祉政策課が所管しております米子市福祉保健総合センターの指定管理者候補者の選定結果について御報告いたします。Side Books内の資料、指定管理者候補者の選定結果について（福祉政策課）を御準備ください。

米子市福祉保健総合センターの指定期間が令和7年度末で満了することから、令和8年度から5年間の指定管理者を選定するものでございます。

資料1ページの1の（1）のイのとおり、旭ビル管理株式会社を候補者として選定をいたしました。

候補者の選定に至るまでの経過でございますが、5月14日の民生教育委員会において指定管理者制度の適用方針を御報告し、7月7日に公募の告示を行いました。7月14日から8月22日までの募集期間に旭ビル管理株式会社、株式会社さんびるの2事業者から応募がありました。9月19日に福祉保健部内におきまして指定管理者候補者選定会議を開催をし、候補者の選定及び優先交渉権の順位づけを行い、第1順位を旭ビル管理株式会社、第2順位を株式会社さんびるとする米子市指定管理者候補者選定委員会への諮問案を

決定をいたしました。次に、10月17日に米子市指定管理者候補者選定委員会へ諮問、その審議を経まして、同23日付で資料の2ページから3ページのとおり答申をいただきまして、最終的に旭ビル管理株式会社を候補者として選定したところでございます。

資料5ページ、6ページには応募のありました2事業者の評定表を掲載をいたしております。なお、6ページに第2順位の株式会社さんびるの評定表を掲載しておりますが、評定の詳細の部分につきましては、事業者の今後の事業活動に不利益になるおそれがあるとの観点から、一部非公開ということにさせていただいております。

今後は、市議会12月定例会に指定管理者の指定に係る議案を上程させていただきまして、御審議をお願いする予定といたしております。

説明は以上でございます。

○松田委員長 当局の説明は終わりました。

委員の皆様からの御意見を求めます。

渡辺委員。

○渡辺委員 ちょっと1点だけ教えてもらいたいのは、今、指定管理してるのはどちらなんですか。

○松田委員長 渡部福祉政策課長。

○渡部福祉政策課長 現在は旭ビル管理株式会社でございます。

○松田委員長 いいですか。

〔「はい」と渡辺委員〕

○松田委員長 ほかに意見等はございますか。

〔「なし」と声あり〕

○松田委員長 ないようですので、本件については終了いたします。

民生教育委員会を暫時休憩いたします。

午前10時47分 休憩

午前10時49分 再開

○松田委員長 民生教育委員会を再開いたします。

次に、箕蚊屋中学校の設置者の変更について、当局の説明を求めます。

永榮こども政策課長。

○永榮こども政策課長 箕蚊屋中学校の設置者の変更について御報告申し上げます。

箕蚊屋中学校につきましては、現在、本市と日吉津村で構成する米子市日吉津村中学校組合により設置管理しておりますが、持続可能な中学校の運営を目的に、組合を解散し、新たに米子市立学校として設置する方向で、現在、日吉津村と検討協議を進めておりますので、その状況について御報告申し上げます。

まず、資料の1番の背景としましては、中学校組合は、昭和29年の設置以降、70年以上の歴史がありますが、この間、地方自治や教育行政が高度化、複雑化するにつれ、組合が処理すべき事務を拡大しておるとござります。このような状況の中、令和3年度に組合議会において市村負担金の在り方に係る議論がなされたことを契機に、負担金の在り方のみならず、組合自体の在り方についても市と村の間で検討協議を重ねてまいりました。

次に、資料の2番の現状の課題のところですが、中学校組合は、地方自治法上的一部事

務組合でありますので、米子市、日吉津村とは独立した地方公共団体であります。したがいまして、独自の意思決定が可能である一方で、中学校1校のみを対象とする小規模な自治体であっても地方公共団体が備えるべき一通りの機能を有しております。組合議会がありますし、教育委員会、あと条例、あと予算、決算、人事、財務、契約等、市と村とは別々にこれらの事務処理を別途一通り行っているということでございます。先ほど申しましたとおり、地方自治、教育行政が高度化、複雑化する中で、組合の事務は増えておりまして、それに伴って多くの人員と経費を要している状況でございます。組合の事務局は、現在、米子市の職員が併任という形で携わっておりますし、現在111人の市の職員が併任として携わっております。業務の効率化に努めておりますが、小規模自治体であり、DX等の導入が困難で、業務の効率化には限界があるという状況でございます。人口減少社会、労働力が不足している中において、持続的に中学校を運営していくために、これらの課題、特に人員の課題を解決していくことが急務となっておるところでございます。この課題について、ここ数年、市と村で検討協議を重ねてまいりましたが、その解決の方策として、設置者の変更という方向で、現在、協議を行っているところでございます。

その対応方針の考え方としましては、資料の3の現状と対応方針に記載しておりますように、まず、現状として、長きにわたり広域的に中学校を運営してきたという歴史がございます。次に、現在の箕蚊屋中学校の学校自体に特段の課題はないというところでございます。先ほど御説明しましたとおり、事務処理の見直しが急務であることが上げられますので、その現状を踏まえまして、次の考え方により対応方針を検討いたしました。広域処理の枠組みを継承しつつ、中学校を継続して運営する。事務処理方法を現代に相応し、効率的で持続可能な方式に改めるというものですございます。その考え方に基づきまして、現在、市と村で協議している対応方針としましては、資料に記載しておりますとおり、組合を解散し、米子市立箕蚊屋中学校を設置する。中学校事務の受託によりまして、日吉津村の生徒は引き続き箕蚊屋中学校で受け入れるというものでございます。

資料2ページ目を御覧ください。設置者の変更に伴う影響や効果ですが、まず、影響としましては、名称が中学校組合立から米子市立に変わります。通学区域はこれまでと変わらず、箕蚊屋小学校、伯仙小学校、日吉津小学校の校区の生徒が通学します。基本的には学校教育や学校生活等に変更はなく、生徒や保護者さんへの影響は生じないものと考えております。また、PTA活動やコミュニティ・スクールなどの地域との関わりなどについても特段の影響は生じないものと考えております。

変更に伴う効果としましては、自治体として多くの手順が不要となることで、意思決定、事務処理が迅速化が図られます。また、組合運営に係る人的負担、財政負担が不要となりますので、その軽減された人的負担を教育、子育てなどの本質的な業務に振り向けることができると思っております。

最後に、5番の組合解散に係る協議状況のところですが、(1)の財産処分につきましては、学校に係る土地、建物、物品、負債も含めた債権債務等の財産は、今後、米子市立学校として運営していくことから、全て米子市が引き継ぐ予定としております。解散時の組合の財政調整基金や決算剰余金につきましては、市と村の生徒数で案分することを予定しております。

(2)の委託後の日吉津村からの委託金の算定方法ですが、中学校運営に係る経費から

交付税相当額等を除いた一般財源部分を生徒数で案分した分を委託金として日吉津村から米子市に支払うという方法を考えております。また、経費負担につきましては、公債費も含める予定としております。

最後に、(3)の協議体ですが、変更後も村の関与を維持するため、委託事務等について情報共有や意見交換を行う連絡会のような協議体を設置することを協議しております。

今週、この設置者の変更に係る保護者説明会を行っておりまして、来週は地域住民向けの説明会を行うこととしております。説明会を通じまして保護者や地域住民の御理解をいただきながら、市と村で協議を進めていきたいと考えております。

今後、協議が調い次第、変更に向けた手続を行っていきたいと考えております。

報告は以上でございます。

○**松田委員長** 当局の説明は終わりました。

委員の皆様からの御意見を求めます。

渡辺委員。

○**渡辺委員** 1ページ目の背景の中に、1の、令和3年度の組合議会において市村負担金の在り方に係る議論がなされたことを契機にという一文があるんですけど、全く分かんない。どんな協議がされたのか、それをまず教えてください。

○**松田委員長** 永榮こども政策課長。

○**永榮こども政策課長** こちらの令和3年度の組合議会における協議のところですが、こちらは、市村の負担金が当時、この令和3年度においては8対2という交付金の算定割合になっておりまして、その割合がどういったことからそういう割合になっているのかというところの課題提起がされまして、それについての議論がされたというところでございます。平成12年頃からその割合だったんですが、最終的にはその確たる根拠というのは、平成12年当時は確たる状況として8対2というのがあったと思われるんですが、結果としては、資料が残っておらず、分からなかったというところで、それを契機としまして、その後、市と村で負担金の協議を行いまして、令和7年度からは中学校組合運営に係る経費から交付税相当額を除いた額を生徒数で案分する方式に変更しております。そういう協議を進めていく中で、負担金の在り方、そもそもが中学校組合として運営していくことが人的要件や財政面も多く要しているという課題意識から、この設置者の変更というほうに至ってきたというところでございます。以上でございます。

○**松田委員長** 渡辺委員。

○**渡辺委員** 私も、随分前だけど、組合議会議員には二、三回なったことがあるんですけど、あの頃は生徒数案分だったような気がしたけど、それが要は、言われるのは分かるんです。それは米子市から見て村の負担が少ないという意見なのか、村から見て自分たちは出し過ぎてるという意見で契機になったのか、そこまで教えてくれないとちょっと理解できない。

○**松田委員長** 長谷川教育委員会事務局長。

○**長谷川教育委員会事務局長** 負担金の計算方法でございますけども、基本的には生徒数案分です。ですけれども、生徒数案分の前に、交付税の計算をどうするかというところが平成12年に一旦決まってたんですが、当時は多分適切だったと思うんですが、なぜそういう計算したのかっていうのが調べたところ分かりませんでした。交付税の計算にちょっと

といろんな、0.8とか、いろいろ計算を掛けてましたけれども、その理由が分からぬといふところで、それが令和3年度の組合議会でどういう考え方、どういう意味合いでそれ計算しますかということで議論が始まったということです。

その後、令和4年度、令和5年度、その辺を調査しまして、その結果、数百万円、日吉津村の負担が少なく、米子市の負担が多いということがだんだん明らかになってきました。

その後、じやあ負担金の在り方をどうしようか、どういう負担金の在り方がいいのか、もしくは、先ほどありましたように、そもそも組織としてどういう形がいいのかということをずっと議論をしてきたというような経過がございます。

結果としては、当時は、平成12年、昔は分かりませんけれども、最近の近年の状況でいうと、日吉津村が若干少なく、米子市が多いという状況があったということでございます。

○松田委員長 渡辺委員。

○渡辺委員 ちらほら耳に入るのでいうと、まだ何か日吉津村さんも完全に納得していない意見はよく聞くんですよね。ちらほらですけど。そこら辺はちゃんと米子市も協議をしていただきたいなと思いますし、1ページの対応方針の3、中学校事務を受託することにより日吉津村の生徒を中学校で受入れというと、入れてやるがなみたいな捉え方もできんでもないんですね。こういうのを見るとね。日吉津の議員さんとかが見ると。そういうことも丁寧にやらないと、今の義務教育学校は、まあ言ってみてもみんな米子市内の学校ですからしいんですけど、他の自治体との話なので、じやあ入りたくなければ建てればいいがなんていう話になるわけじゃないので、そこは丁寧にやっていただきたいというのを申し上げておきます。

○松田委員長 ほかに意見等ございますか。

門脇委員。

○門脇委員 今、箕蚊屋中学校の設置者の変更についての、今後、報告会を随時やっていくということを説明いただきましたけども、まず、組合議会についてはいつ説明会をされるのか。報告会ですかね。いつ開かれるのかをまずお伺いしたいと思います。

○松田委員長 永榮こども政策課長。

○永榮こども政策課長 組合議会につきましては、今月の26日に開催されますので、その際、この件について御報告させていただきたいと思っております。

○松田委員長 門脇委員。

○門脇委員 いろんな考え方はあると思うんですけども、一番身近なところに組合議会があるというような考え方もあると思いますので、そこでまず報告すべきではないかというのが、こういう考え方もあると思うんですけど、その辺の見解をお伺いしたいと思います。

○松田委員長 永榮こども政策課長。

○永榮こども政策課長 中学校組合につきましては、地方自治法の一部事務組合ということでございまして、設置に当たりましても、解散の際も、構成市村の議会の同意を得て設置、解散するという法的な手続になります。したがいまして、第一義的には構成市村にまず報告させていただくのが先決かなというところで、このたび報告させていただいております。組合議会につきましても、もちろんこの件、報告はさせていただくところで、26日に設定しております。

○松田委員長 門脇委員。

○門脇委員 ありがとうございます。よく分かりました。

今後、議案にのってきた場合に、組合議会のほうでもどういうような意見が出てきたかというのを、今後、組合議会開かれるといろいろ出てくると思いますけど、その場合、私どもが議案上、判断といいますかね、そういうのも一応参考といいますか、判断材料の一つにしなければならないような気もしておりますので、組合議会の議員さんに後から聞けば分かるようなもんなんんですけど、私どものちょっと会派から議員が出てませんので、まとめていただければ、後からでも聞きに行きますので、またそれも判断材料の一つにしたいと思いますので、それはまた伺いますので、よろしくお願ひしたいと思います。以上です。

○松田委員長 ほかに意見等はございませんか。

又野委員。

○又野委員 私も要望というか、意見なんですけれども、今、この米子市日吉津村中学校組合の議会の議員もしてますし、箕蚊屋中学校の卒業生でもありますので、それでも一言と思って。

私の立場からすれば、この変更自体はいいかなと思うんですけども、渡辺委員がおっしゃったように、やっぱり日吉津の方のお気持ちというか、名前の中にこれまで日吉津っていうのがあったのがなくなってしまうことに対してどう思われるのかとか、米子市に受け入れてもらうというのをどう思われるのかとか、やっぱり気持ちの部分でなかなか、しようがないことだとは思っても、ちょっと引っかかる部分というのが出てくるかと思います。そこら辺ができるだけ皆さん気が持ちよく受け入れてもらえるような格好で説明とかしていただきたいなというのを、これは強く要望しておきたいと思いますので、よろしくお願ひいたします。以上です。

○松田委員長 ほかに意見等はございませんか。

吉岡委員。

○吉岡委員 ちょっと難しいかもしれないんですが、今後のスケジュール感みたいな、進め方っていうのがざっくりと分かれば。

○松田委員長 長谷川教育委員会事務局長。

○長谷川教育委員会事務局長 スケジュール感というお尋ねでございますけれども、今のところまだ日吉津村と協議を行っている段階です。学校のことですから年度区切りになろうかと思いますけれども、協議が調べば、その年度区切りに応じて、議案の提出ですか、そういった手続を踏まえて、市立学校の設立ということに向かってまいりたいと思います。

その協議に向けて、今決まってます手続といたしましては、今、保護者説明会を行っております。これは日吉津村、米子市の保護者、両方一緒での、合同での保護者説明会を行っております。それから、市民向けの説明会も、これも米子市向け、それから日吉津村向け、これも行います。それから、来週には、日吉津村の議会から要請がありまして、組合として、組合の事務局として日吉津村議会の議員さんにも説明会を行うことを予定しております。

そういうことでの、関係者の皆さん、当事者の皆さんを含めまして、御理解をいただきながら、それで協議が調う見込みが立ちましたら、その時点でまた報告をさせてい

ただきながら、議案等の手続をお願いしたいという具合に考えております。以上です。

○松田委員長 吉岡委員。

○吉岡委員 ということは、説明会というふうなお話なんんですけど、いろいろな合意形成のための説明会を市民向けとか保護者向けにして、協議をまとめるための説明会、協議の内容を御説明するんじゃなくってということでいいんでしょうか。

○松田委員長 長谷川教育委員会事務局長。

○長谷川教育委員会事務局長 これは仕組みとして説明をさせていただきますと、あくまで組合をどうするかということにつきましては、構成の市と村の意思決定で行うことになります。その市と村の意思決定につきましては、提案者は首長、市長、村長が提案をするということになります。ただ、提案をするからには、やはり議決していただきます議員さんの御理解ですとか状況、それから、当事者である保護者の皆さんとの受け止めですか反応、そういうことを踏まえて市長、村長が議案を提出するかどうかを判断するということになろうかと思います。そのために、今、説明会の開催を並行してやっておりますが、その中でこの変更の内容ですか影響、こういったことを説明させていただきながら、御理解をいただくように進めているという状況でございます。そういった仕組みであるということで御理解いただけたらと思います。

○吉岡委員 分かりました。

○松田委員長 ほかに意見等ございますか。

[「なし」と声あり]

○松田委員長 ないようですので、本件については終了いたします。

次に、令和6年度における米子市内の児童生徒の状況について、児童生徒の問題行動・不登校等生徒指導上の諸課題に関する調査等からについて、当局の説明を求めます。

仲倉教育委員会事務局次長。

○仲倉教育委員会事務局次長兼学校教育課長 では、これより令和6年度の米子市内の児童生徒の状況について報告いたしますが、その前に、大変申し訳ございません。本日お配りしております資料の一部の表記に誤りがございました。まず、そこを訂正をさせていただきたいと思います。

お配りしております資料の該当は4ページでございます。そちらを御覧いただけますでしょうか。4ページの上半分、ここは不登校のところなんですけれども、小学校、中学校ごとの不登校児童生徒数、またその出現率を表記しておる表を作っておりますが、その表中、右側に、1,000人当たりの不登校児童数、生徒数と表記しておりますが、暴力行為といじめとは異なりまして、不登校は100人当たりであるところを誤って表記しております。よって、1,000人当たりの箇所を100人当たりへ訂正をお願いいたします。大変申し訳ございません。

資料につきましては、後ほど修正したものを改めて提出いたします。よろしくお願ひいたします。

では、ページに沿って御報告いたします。

では、お手数ですが、2ページを御覧ください。まず、令和6年度の小学校、中学校における暴力行為について御報告いたします。

資料の上半分は、小・中学校に分けまして過去6年分をまとめております。令和6年度

の発生件数は小学校で 88 件、中学校は 33 件という結果でございました。小学校は前年より 7 件増、中学校は前年と同数でございました。項目別につきましては、資料の右下のほうにまとめておりますが、小・中学校ともに生徒間暴力が最も多い結果でございました。小・中学校ともに衝動的に手が出てしまったというケースが報告によるとほとんどでございました。なお、児童生徒 1,000 人当たりの発生件数は、小・中学校ともに全国平均、鳥取県平均を下回っております。

次に、3 ページにお進みください。令和 6 年度のいじめの認知件数等について御報告いたします。

近年は、いじめ防止対策推進法に基づき、いじめを積極的に認知するようになってきておりまして、本市も同様に学校に対して積極的にいじめを認知、早期対応、解決に取り組むよう指示をしているところでございます。結果として、令和 6 年度は小学校で 72 件、中学校では 23 件のいじめを認知いたしました。また、前年度と比較しますと、小学校、中学校ともに減少をしております。認知したいじめの対応としては、冷やかし、からかい、また嫌なことをされるとか、恥ずかしいことをされる、させられるといったケースが多くの割合を占める結果となりました。なお、令和 6 年度に認知したいじめ事案については、そのほとんどが解消済みでございまして、継続指導であったり経過観察中であったりする事案においても改善が図られているところでございます。1,000 人当たりの認知件数につきましては、小・中学校ともに全国平均、鳥取県平均を下回っております。

次に、4 ページを御覧ください。令和 6 年度の不登校児童生徒数について報告いたします。

上半分の表を御覧いただきますと、令和 6 年度の不登校数は、小学校が 163 名で前年度より 8 名減少した一方、中学校は前年度より 27 名増えて、ここ数年で最大の 265 名でした。なお、本市における 100 人当たりの不登校数は、小学校、中学校ともに全国、鳥取県を下回る結果でございました。

4 ページ下段に学年別の人数をまとめておりますので、そちらを御覧ください。同一集団に着目しますと、不登校数は学年が上がるごとに増加する傾向にありますが、令和 6 年度は小学校が前年 5 年生だったときよりも 1 名、同じく中学校 3 年生も前年の中学 2 年生のときと比べて 14 名減少と、僅かではございますが、これまでの取組により、ここ最近ではなかったような兆候も見られるようになりました。ともに最終学年が減少したことは、これはあくまで仮説になりますが、中学校入学や義務教育終了後の新たなステージに向けて気持ちを新たに頑張ろうとする姿、そういったものがうかがえます。ただし、その他の集団は学年が上がるにつれて増加傾向にありますし、特に小学校の 1 年生から 3 年生の早い段階から不登校になる児童が増加していることから、ここに注力をしていく必要があると考えます。

5 ページを御覧ください。一番上の表は、不登校児童生徒のうち、90 日以上の長期欠席者数の割合についてまとめたものでございます。前年と比較しまして、小学校は増加しましたが、中学校は逆に減少という結果でございました。その下の表は、不登校児童生徒数のうち、年度末に状況が好転した児童生徒の割合をまとめてございます。前年と比較して、小学校は若干減少した一方で、中学校は増加するという結果でございました。不登校の主たる要因は、小学校、中学校ともに無気力、不安などの本人に係る状況が多いですが、

要因は1つとは限らず、中にはその他の要因が複雑に絡み合ったりですとか、時間が経過することで要因も変化するといったこともあります。90日以上の長期欠席者が全体の約半数を占め、不登校は本市の喫緊の課題です。引き続き、子どもたちが楽しい学校生活を送れるよう、魅力ある学校づくりに努めながら、不登校の児童生徒に対しては、スクールソーシャルワーカーが中心となって、関係機関との連携でありますとか、ぷらっとホームや校内サポート教室といった子どもの居場所の充実により、可能な限り支援を尽くしていきたいと考えております。子どもたちの学校復帰や将来的な社会的自立に向けた取組を引き続き粘り強く進めていきたいと考えております。

報告については以上です。

○**松田委員長** 当局の説明は終わりました。

委員の皆様からの御意見を求めます。

岡田委員。

○**岡田委員** すみません。これ、不登校は全国の水準とある程度似通った数値になっているんですけど、暴力行為といじめの1,000人当たりの認知件数を見ますと、全国平均よりも米子市の場合は10分の1ぐらいということなんんですけど、これはいいことなのでいいんですけど、県の平均と比べても5分の1程度ということで、これは何か米子で特別こういういじめとか、暴力行為に関しても圧倒的に割合としてはいいと思うんですけど…。暴力行為はそうでもないのか。中学校の暴力行為はかなり少ないとと思うんですけど、県の平均に比べても、これは何か要因が特定できるもんというのがあるんですか。

○**松田委員長** 仲倉教育委員会事務局次長。

○**仲倉教育委員会事務局次長兼学校教育課長** まず、暴力行為でございますけれども、今、委員御指摘のように、小学校では比較的多いんですが、中学校になると減少傾向にございます。これも発達段階によるものだというふうに我々は分析をしております。

そういう中で、特にスクールソーシャルワーカーですね、不登校での大体スクールソーシャルワーカーの活用といいますか、業務というのが日頃注視されがちですけれども、やはりこういった暴力行為ですとかいじめ、こういった観点でもやはり福祉的な視点で、例えば家庭支援ですか、その後の子どもたちへの適切な関係機関へのつなぎ、こういったところが特に発達段階に応じて学年が上がっていくに従って減少傾向になるというふうに分析をしております。

また、いじめにつきましては、これまで再三御報告しておりますが、本市では自治の取組を以前から進めておりまして、御承知のとおり、年に1回、小・中のサミットを開催しておりますが、ここ最近は各校区ごとで定期的に小学生と中学生がミニサミットのようなものを開いておりまして、そこでは、子どもたちが主体となって、みんなが安心・安全で過ごせる学校づくりというのをそれぞれの学校の実態に応じて考えてきている。そういう土壌も醸成されてきておることが特にいじめの認知件数の少ない結果ではないかなというふうに我々は分析しております。

○**松田委員長** 岡田委員。

○**岡田委員** ぜひ全国的に、全国と比較しても鳥取県と比較しても圧倒的に成果を上げておられるということですので、そのいい強みを生かしていただいて、これが本当にゼロになるように、ぜひ頑張っていただきたいと思います。

○松田委員長 ほかに意見等はございますか。

矢田貝委員。

○矢田貝委員 そもそもこの調査ですね、このことについて少し御説明いただければと思います。どのような項目で行われたか。今回の調査結果で項目として今回上げられた太枠のところというのが選ばれた項目ではないかなというふうに思うんですね。調査の中にはほかにもたくさんというか、報告いただける視点というのはあったと思うんですけど、これを調査全体からチョイスされて、不登校であるとか暴力であるとかっていうのをされたというあたりの御説明、また、項目に上げられなかったところについても事実としてあったような傾向であるとか、あれば教えていただきたいと思います。

○松田委員長 仲倉教育委員会事務局次長。

○仲倉教育委員会事務局次長兼学校教育課長 まず、この調査でございますが、年に1回、文部科学省のほうが実施する調査でございまして、これは全国全ての学校を対象に行っていきます。

調査項目につきましては、暴力行為、それからいじめ、そのほかでありますと、出席停止、それから不登校、それから高等学校の中退学者数、それから子どもたちの自死、こういったところが調査項目でございまして、ですので、出席停止につきましては、この暴力行為、いじめ等で該当があれば当然報告をさせていただくんですが、基本的には、申しましたとおり、暴力行為、いじめ、不登校というところでございまして、あの高等学校のことでございますとか、自死のところも該当がございませんので、それで報告はしてないところなんですけれども、これが仮に出席停止や自死なんかがいじめとか、そういうことに関連があるようでしたら、当然この中に含めまして報告をさせていただくところなんですけれども、主立ったところは、繰り返しになりますが、暴力行為、いじめ、それから不登校というのが国の調査でございます。

○松田委員長 矢田貝委員。

○矢田貝委員 分かりました。

私たち、事前に勉強してこの委員会に臨むわけですけれども、もう少し資料の作成というところについて、結果だけ委員に報告したいというところをまとめるというよりは、この調査全体がどういったイメージで執り行われているのかというあたり、それから、今回、いじめから関連をしての生徒、児童の自死というところがなかったので報告もないということでいらっしゃいましたけれども、その辺りも丁寧に項目として上げるべきではないかなというふうに考えるところであります。意見でございます。

そして、改善傾向というところがありました。これはどのようなところでほぼ改善、学校復帰も含めて判断されているのかというあたりを教えていただければと思います。

○松田委員長 仲倉教育委員会事務局次長。

○仲倉教育委員会事務局次長兼学校教育課長 まず、改善傾向につきまして、まず、いじめについて改善傾向と申しますと、繰り返しになりますけども、件数については先ほど御報告いたしましたとおりでございます。その後、いじめのいわゆる加害、被害という側とに、それぞれに学校中心になって、場合によっては関係機関とも連携することはございますが、我々事務局が入ることもございます。そういう中で、それぞれのケースにそれぞれ適切に対応して、改善してきたというふうに思っております。

不登校につきましては、改善傾向というところで、先ほど申しましたが、学年が上がるにつれて多くなるという傾向にありましたけれども、ここはもう少し深くこれから分析していく必要がありますけれども、結果として小学校6年生、それから中学校3年生というそれぞれの最終学年ですね、そこで、やはり次に向かって頑張ろうという気持ちを育んでいたというところ、それは当然、学校、それから家庭、必要に応じて福祉機関、そういうところが連携して取り組んだ成果ではないかなというふうに思っております。

○松田委員長 矢田貝委員。

○矢田貝委員 分かりました。

あと、この結果を学校単位で把握することができいらっしゃるんじゃないかなというふうに思うんですけども、各学校のコミュニティ・スクール、学校運営協議会メンバーにはどのような共有方法を考えていらっしゃるんでしょうか。

○松田委員長 仲倉教育委員会事務局次長。

○仲倉教育委員会事務局次長兼学校教育課長 その点につきましては、実は事務局のほうでも今後の課題として考えております。当然、件数ですとか、そういうことを報告することは可能なんですが、中には個人情報的なところも含まれることがございます。学運協の方々にも守秘がかかるることは当然周知はしておりますけれども、その取扱いについてはより慎重に行う必要があると思いますので、このことにつきましては、また我々事務局のほうでより一層検討しまして、学校によって違いが生じないように、きっちり一律な対応になるように考えていきたいと、そのように思っております。

○松田委員長 矢田貝委員。

○矢田貝委員 おっしゃるところの課題というか、検討が必要だというのは私も思うところであります。がしかし、学校側からの現状の報告がないと、幾ら運営協議会のメンバーがアンテナ張って先生方と一緒に子どものためにできることをといつても、そこの壁が破られない駄目だと思いますし、そのメンバーの中の信頼関係がどのようにつくられていくのかという、各学校によって雰囲気も、共有できる土壌というか、違うと思いますので、難しいと思いますけれども、今後うまく学校運営協議会が進んでいくためには、これを乗り越えて同じ課題認識に立っていくっていうことが必要じゃないかなと思いましたので聞かせていただきました。以上です。

○松田委員長 ほかに意見等はございませんか。

吉岡委員。

○吉岡委員 暴力行為のところなんですが、一番下の欄に対教師暴力の数というのが報告いただいているんですけど、もし差し支えなければこの暴力の内容と、あと、その事案が起った際の処理の方法というのを教えていただけますでしょうか。

○松田委員長 仲倉教育委員会事務局次長。

○仲倉教育委員会事務局次長兼学校教育課長 まず、対教師暴力についてでございますが、昨年に限りましては、衝動的な子どもが手が出てしまったというケースが全てでございます。以前のように最初から教員に暴力を振るおうというような態度ではなく、結果として、例えば子どもが暴れているのを制止しようとした際に振り返った子どもの手が当たってしまったとか、そういうケースがほとんどございます。

これまで対教師暴力に限らず暴力につきましては、やはり必要に応じて、スクールサ

ポーターといいまして、警察の方で巡回をしてこられる方が西部地区で数名おられます。そういう方と連携をしたりですとか、あと西部少年サポートセンター、そういったところとも連携をしながら、やっぱり警察機関の力も借りながら、1つ御紹介しますと、子どもが暴れている際の適切な制止の仕方ということも警察の方に講義をしていただいた、そういったこともございます。やはり教員の不適切な身体的接触ということがないようにしないといけませんし、教員もそういうスキルを身につける必要もあると思いまして、過去にはそういうこともしたことがございます。

いずれにしましても、衝動的なことによって結果的に先生の顔に拳が当たってしまったですか、おなかの付近に当たってしまったですか、そういうケースでございます。

○松田委員長 吉岡委員。

○吉岡委員 生徒の方もですけど、先生方の安全というのもしっかりと守っていただきたいと思いますし、聞くところによると、生徒の心ない言葉による精神的な暴力といいますか、そういうことでストレスを感じてお休みになってしまふような先生もいらっしゃると聞きましたので、先生方のケアというのも十分にしてさしあげてほしいなと思いました。以上です。

○松田委員長 ほかに意見等はございませんか。

[「なし」と声あり]

○松田委員長 ないようですので、本件については終了いたします。

民生教育委員会を暫時休憩いたします。

**午前11時30分 休憩**

**午前11時32分 再開**

○松田委員長 民生教育委員会を再開いたします。

次に、こども誰でも通園制度について、当局の説明を求めます。

永榮こども政策課長。

○永榮こども政策課長 来年度から実施を予定しております「こども誰でも通園制度」の準備状況等について御報告申し上げます。

まず、1番の制度の概要ですが、国こども未来戦略におきまして、全ての子どもの育ちを応援し、子どもの良質な生育環境を整備するとともに、全ての子育て家庭に対して、多様な働き方やライフスタイルにかかわらない形での支援を強化するために設けられた制度でございます。月一定の時間の利用可能枠の中で、保護者の就労要件を問わず時間単位で子どもが通園できる給付制度でございます。来年度から新たな給付制度として全国の市町村において実施されることとなっております。

次に、2番の事業の概要ですが、対象児童は保育園等に通っていないゼロ歳6か月から満3歳までの児童でございまして、表で示しておりますように、従来からの幼稚園、保育所、認定こども園等への通園の対象とならないゼロ歳から2歳で保護者が在宅して育児している児童が対象となります。実施施設は保育所等でございまして、実施方法は、別に保育士を配置して実施する一般型と定員の空き枠を活用して行う余裕活用型という2つの種類がございます。利用可能時間は月10時間が上限でございまして、利用料は1時間当たり300円程度が標準とされておるとこでございます。

3番、来年度から本市において実施するに当たっての方向性でございますが、まず、本

市において、目的としましては、就学前の全ての子どもを地域で育むということを掲げております。また、取組方針として4点上げております。子どもの健全な育ちを応援する、地域子育て支援の充実、保護者の心身負担の軽減、支援が必要な子ども、家庭のセーフティーネットとしての機能強化、この4点を上げております。これらは、「こども誰でも通園制度」の趣旨である全ての子どもの育ちを応援する、全ての子育て家庭に対して働き方などにかかわらない形での支援を強化するということに沿った取組ということで考えております。実施場所といたしましては、現時点では公立園で3、4園程度、民間の保育施設につきましては、意向調査の際に10園程度の実施意向がありました。今後、事業者向けの説明会などを行いまして、事業者の意向を確認しながら実施施設を詰めていくこととしております。

2ページ目を御覧ください。(5)に記載しておりますのが量の見込みと確保方策でございます。「こども誰でも通園制度」は子ども・子育て支援法に定める給付制度になりますので、子ども・子育て支援事業計画、本市の場合、子ども計画である「よなごっこ未来計画」に定めておりますが、そちらに量の見込み、いわゆるニーズの見込み、そしてその確保に向けた方策を定めていく必要があります。したがいまして、子ども計画である「よなごっこ未来計画」を改定しまして、こちらの「こども誰でも通園制度」の量の見込み、確保方策を計画に位置づけまして、事業を計画的に推進していくこととしております。量の見込みと確保方策は、資料に記載しておりますとおりでございまして、量の見込みにつきましては、国の手引に従い、未就園児数から人口推計を踏まえて算定しております。また、確保方策につきましては、量の見込みに対応できる体制を見込んでいることから、量の見込みと同数としております。

(6) その他に記載しておりますが、利用者の利便性を図るため、既存の一時預かり事業と併せてシステムを導入することにより、予約の電子化などを検討をしております。また、予約システムにつきましては、近隣の自治体との広域的な連携も想定しております。

最後に、4、今後のスケジュールでございますが、今月下旬から計画の改定に係るパブリックコメントを実施することとしております。また、この制度は市町村が認可し、給付費の支給に係る施設としての確認を行うという制度になりますので、それに係る基準条例を12月の定例会に提出する予定としております。また、順次事業者に説明、募集を行い、保護者への広報なども行いながら、来年度からのスタートに向けての準備を進めていきたいというふうに考えております。

報告は以上でございます。

○**松田委員長** 当局の説明は終わりました。

委員の皆様からの御意見を求めます。

矢田貝委員。

○**矢田貝委員** 本市の方向性、4番目について、大変すばらしいと思っております。困難だと思いますけれども、ここ全ての子ども、そして家庭を支えていくというところの方針は消えることがないようにしっかりと貫いた上で市の「こども誰でも通園制度」をつくり上げていただきたいなと思うんですけど、そうなったときに、受け入れる側がセーフティーネット機能を発揮するためには具体的にどのようなことを考えていらっしゃるのかというのを現段階で結構ですので教えていただけますでしょうか。

○松田委員長 永榮こども政策課長。

○永榮こども政策課長 こちらの「こども誰でも通園制度」で利用した子どもさんや保護者さんについて、心配な点、何か支援が必要な点に気づいた事業者さんにつきましては、そこは連携しまして、市ほうに情報提供いただきまして、そのほかの必要な支援、そういうところにつなげられる体制を設けていきたいと思っております。

○松田委員長 矢田貝委員。

○矢田貝委員 産後ケア事業も市を通さずに直接事業者に申し込むような形になって、そこから課題を感じ取った事業者の方が情報をくださるということになっていると思うんですけども、今後もそういったシステムで申し込むというようなことを考えていらっしゃるということですので、しっかりと受入先に足を運んで、現場に、情報を待つというよりは、そこに出で、どういったことが課題なのかとか、なかなか飲み取れない状況も市ほうが取れるぐらいの勢いで、まずは現場に出ていくということをしっかりとお願いをしておきたいなというふうに考えます。

それと、一般型と余裕活用型ということなんんですけど、実施場所の予定されている今13から14の施設が計画になると思うんですけど、これはどちらがどれくらいの割合になるかというのが見えてきているんでしょうか。

○松田委員長 長尾こども総本部次長。

○長尾こども総本部次長兼こども支援課長 民間保育施設につきましては、まだ制度全体を十分に御理解していただいている状態ではないと思っていますので、今後、条例等を定めていって、米子市としてこういう事業をやっていきますという説明をした上で、どちらを使われるかということを考えていただくようになると思っています。

公立につきましては、今のところ1園、2園程度を一般型で、専属の保育士を配置して受入れをしていくというところと、あとは空き状況ですね、保育園の空きを活用しながら残りの2園程度を余裕活用型でスタートを考えているところでございます。

○松田委員長 矢田貝委員。

○矢田貝委員 分かりました。

多分余裕活用型のほうに手が多く挙がってくるんじゃないかなと、民間のほうは、思うんですけども、一時預かりも含めて、待機児童ゼロというのが年度初めにあって、この見込みの数も年度初めにはあるよというよりも、年中いつでも全ての子どもの受入れができるような体制というところで、今からの議論をしっかりと見させていただきたいと思いますし、私も共に悩んでいきたいなというふうに考えているところです。

もう1点は、議会へのパブコメ前の説明というのはもうこれでないんじゃないかなと、この委員会でと思うんですけど、どのように今後議会に報告があるのかというと、12月議会での基準条例が出てくる以外にどのような報告がいただけるのか、計画があれば教えていただきたいと思います。

○松田委員長 永榮こども政策課長。

○永榮こども政策課長 今回、パブコメ前の報告というところでさせていただきまして、12月の条例改正に当たりましても、条例に当たってのこの制度を含めた御報告させていただく…。

〔「ごめんなさい。もうちょっと大きな声で言っていただいていいですか。」と矢田貝委員〕

今回報告させていただきまして、委員おっしゃいますように、12月の定例会で、今、条例案、提出を予定しておりますので、その際にもこの制度のことを報告できるところはあると思います。また、必要に応じまして、実施に向けたところで状況報告というところもまとまった段階でさせていただければと思っております。

○**松田委員長** 矢田貝委員。

○**矢田貝委員** 分かりました。12月議会において基準条例以外にも、パブコメの中身ですね、そういうことも私たちが見れるということになると思うんですね。11月下旬にスタートするわけですから。しっかりと私も追いついていきたいなというふうに思います。この流れに乗ってまいります。そういう理解ですよね。議会には特にないわけですからね、事前に。

○**松田委員長** 永榮こども政策課長。

○**永榮こども政策課長** パブコメの中身としましては、今、こちらに記載しております量の見込み、確保方策というところが計画の改定に係るパブリックコメントという形になりますので、この量の見込み、確保方策というところがパブコメの大きいメインになります。付随して、「こども誰でも通園制度」というものがどういったものかというところがないと、なかなか御意見もいただけないと思いますので、制度の概要に加えて量の見込みというところをパブリックコメントしようと思っておりまして、今、この報告がパブリックコメント前の報告という形になります。

○**矢田貝委員** 分かりました。ありがとうございます。

○**松田委員長** ほかに意見等はございますか。

又野委員。

○**又野委員** 今の話をちょっと聞いてると、かなりスケジュールが詰まっているなという感じがしまして、少し心配をしているところですけれども、一般型と余裕活用型、民間のほうではどうなるか分かんないですけども、市では両方やるという方針だということで、これまでも保育所の関係ですと、保育士が確保しにくいというような話をずっと聞いてるんですけども、そこら辺に対してはどういうふうに確保していくお考えなのか、聞かせてもらっていいでしょうか。

○**松田委員長** 永榮こども政策課長。

○**永榮こども政策課長** 基本的には余裕活用型がベースになるのかなとは思っております。余裕活用型は、空き定員の利用というところで、新たに保育士を必要とするものではございませんので。民間の事業者さんのほうがなかなか一般型というのは難しいところは、公立園のほうで一般型というのを考えておりまして、また、あわせて、保育士確保というところは並行して行う必要がございますので、そういう保育の魅力の発信、広報とか、今、近々行う予定にしてますし、保育フェア、イベントなどを事業者さんと共にやっておりまして、保育士の確保というところを並行して行っているところでございます。

○**松田委員長** 長尾こども総本部次長。

○**長尾こども総本部次長兼こども支援課長** 補足になりますが、南保育園で今、一応検討しているところです。南保育園は、報告を既にさせていただいていますように、令和10年度末をもって閉園をすることを進めていますので、新しい児童さんを原則受け入れをしない方向で今運用しています。ですので、今2歳児さんが3歳に上がったときに、今

の2歳児の保育士は理屈上は浮くというか、ここに新規に入所をさせないので、何人か想定上は動ける保育士が出てきますので、そういった保育士を活用して、公立では一般型をやる園にその保育士を配置して持つていて、確実に運営ができるように、今、検討しているところでございます。

○松田委員長 又野委員。

○又野委員 なるほど。今おられる保育士に余裕が出てくる部分があるということで、そこが回せるんじやないかというところで、対応できるんじやないかというところですね。分かりました。

というのが、保育士不足というので、民間も併せてですけれども、保育士を取り合いと言ったら変ですけれども、そのような状況で、保育士確保が民間も大変だという話を聞いてますので、そこも考えるとなかなか、本当にこれができるのかなという気持ちがあって、ちょっと聞いてみたところですけど、取りあえずスタートのときはそれでできるというところで理解はしましたけれども、今後そこら辺の確保というのが民間も含めてできるのかっていうのはやっぱり十分に全市的に考えていただきたいなと思うところです。

それと、「こども誰でも通園制度」は、一応確認ですけれども、事前面談というの特にないんですね。

○松田委員長 長尾こども総本部次長。

○長尾こども総本部次長兼こども支援課長 事前面談、登録をされるときに園とは面談をしていただきます。アレルギーであったり、その子の、何というか、特性があったりとか、親が伝えたいこととかっていうのをしっかりと把握して、安全に受け入れるということが必要ですので、面談は各園でしていただくようになっております。

○松田委員長 又野委員。

○又野委員 何か面談なしでも受け入れるというようなところもよくあるっていうふうにほかのところで聞いたので、米子はどうなのかなと思って聞いたので、事前面談あるっていうことだったら、先ほどおっしゃられたように、どういう状況の子どもさんのかつていうのが把握しての受け入れになるので、了解しました。

○松田委員長 ほかに意見等ございますか。

〔「なし」と声あり〕

○松田委員長 ないようですので、本件については終了いたします。

次に、指定管理者候補者の選定結果について（こども施設課所管部分）について、当局の説明を求めます。

矢野こども総本部次長。

○矢野こども総本部次長兼こども施設課長 そういたしますと、こども施設課が所管しております米子市児童文化センターの指定管理者候補者の選定結果につきまして御報告申し上げます。

資料の1ページを御覧いただきたいと思いますが、資料の1ページの大きい項目の2番、（1）選定方法でございます。選定方法といたしましては、公募によらず、特定の法人を選定したものでございます。

続きまして、その下の（2）の候補者でございますが、一般財団法人米子市文化財団を予定しているところでございます。当財団におかれましては、市の教育・文化施設を運営

し、地域の発展と教育、文化の向上に寄与する公益団体でございまして、長年培ってこられました円滑な管理運営実績ですとか、それから専門的な事業を担う熟練した人材を多数有していることなどを勘案いたしまして、候補者にしたものでございます。

続きまして、5ページをちょっと御覧いただけますでしょうか。5ページのほうですが、こちら、指定管理者候補者選定基準・評定表でございます。この評定に当たりまして、当財団は現在の指定管理者でもありますことから、評点等が大きく動いたというものはございません。評定につきましては、事務方の案として選定委員会のほうに提出した際に、一部、これ原則相対評価でございますが、絶対評価になっている。具体的には、非公募ですので、結果的には今の児童文化センターの運営状況等を基準にして相対評価ということになっているんですが、一部絶対評価になっているとの指摘を受けた部分がございまして、このページの評定表につきましては、選定委員会の御意見に基づいて修正した後のものでございます。次のページにはその修正した過程を参考資料としてつけているところでございます。

またちょっと5ページに戻っていただきまして、5ページの右上のほうに経費節減効果、記載させていただいておりますが、結果としてプラス・マイナス・ゼロ円となっておりますが、これは適正な管理運営のために必要な経費が計上されているものと判断しております。また、人件費につきましても、安定的な管理運営に必要な人員を確保すること、こちらを踏まえたものだと判断しております、適切な設定となっていると考えております。

本件に係ります議案を12月定例会に上程し、議決のほうをいただいた上で指定させていただきたいと考えているところでございます。

説明は以上です。

**○松田委員長** 当局の説明は終わりました。

委員の皆様からの御意見を求めます。

吉岡委員。

**○吉岡委員** 非公募の場合は相対評価ということで、全部3というようなことに今なっているんですが、これだと指定管理者さん、何をしても3、非公募の場合はということで、何かモチベーションとかインセンティブ働かないことが結果的に住民サービスの低下を招く。流れの水は腐りますので、何かそういったことも加味して抜本的に考え直さないといけない時期に来ているのかなというふうに今回いろいろなところの指定管理者の選定の様子を見て感じました。この場ではそれを言つてもしようがないとは思うんですが、非公募の理由がこれでは弱いというか、これが非公募の理由に本当になるのだろうかというふうに思います。委員会の最初のところでは水鳥公園がありましたけど、水鳥公園のように研究施設であるとか、特別な学術的なものが必要というところでは致し方ないとは思うんですが、こういった児童の施設に関して、この理由だけで非公募というのはちょっと無理があるかなと私は感じましたので、その辺りは住民サービスが低下していないかというのを、質をしっかりと吟味するような仕組みというのも何か別途必要になってくるのかなというふうに感じましたので、意見を述べておきます。

**○松田委員長** 渡辺委員。

**○渡辺委員** 公益財団法人いうのも今日たくさんあるんですけど、あれは要するに収益事業というのはあまりないので、結局問題ないんですけど、私は、吉岡さんと同じような感

じで受けたのは、一般財団法人じゃないですか、文化財団は。同じような意見でね、ほかにもやれる人があるんじゃないのと思うんです。非公募にする必要があるんだろうかと。そうすると、もっと収益を上げる事業をやって、こちらの出すお金が少なくていいとか、そこら辺は私の感想だけ申し上げておきますので。

○松田委員長 ほかに意見等ございますか。

[「なし」と声あり]

○松田委員長 ないようですので、本件については終了いたします。

以上で民生教育委員会を閉会いたします。

**午前11時55分 閉会**

米子市議会委員会条例第29条第1項の規定により署名する。

民生教育委員長 松 田 真 哉